

和歌山県監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月1日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 富 安 民 浩
和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県東京事務所	令和3年12月22日
日高振興局	〃
和歌山県立日高高等学校附属中学校・和歌山県立日高高等学校	〃
和歌山県立紀央館高等学校	〃
和歌山県立南部高等学校	〃
和歌山県立みはま支援学校	〃
和歌山県御坊警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 日高振興局地域振興部

(ア) 郵便切手類使用簿について、次の不適切な事例があったので、再発することのないよう管理体制を見直す等、適正に処理されたい。

- a 切手の受払及び残高の記載が誤っていた。
- b 受払ごとの検印が行われていなかった。
- c 複数職員による4月1日及び四半期ごとの現物確認が行われていなかった。

(イ) 消耗品の納品において、納品書に受付印及び担当者の印が押印されていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 日高振興局健康福祉部

(ア) 検査手数料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 廃棄物不法投棄監視パトロール業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績となら

ない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。

ウ 日高振興局農林水産振興部

不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 日高振興局建設部

(ア) 廃川敷地については、令和2年度末で1件が未処理となっている。

今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

(イ) 現金の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 収納員が出納員に引き継ぐべき現金を引き継いでいなかった。

b 現金出納簿の払込日と実際の払込日が相違していた。

c 出納員が、現金払込書と確認・照合せずに現金出納簿に押印していた。

オ 和歌山県立南部高等学校

現金出納簿において、出納員押印欄に押印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県御坊警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。